

## 令和7年度 いじめの対応状況について（中間報告）

### 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

### 2 令和6年度のいじめについての追跡調査

校種	未解消件数 ※令和7年3月25日時点	いじめの対応状況		※令和7年9月30日時点
		解消件数	対応継続件数	
小学校	545	527	18	
中学校	107	106	1	

- いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。
- 昨年度未解消だった小学校545件、中学校107件のいじめについて追跡調査を実施した。
- 対応継続件数については令和7年度も引き続き解消に向けて見守りを続けていく。

### 3 いじめの把握

#### (1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間 第1回 令和7年4月1日（火）から令和7年6月30日（月）

#### (2) 生活指導案件報告

教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどの学校が把握したいじめの状況について、毎月提出の生活指導案件報告にて隨時把握をしている。

### 4 令和7年度のいじめの発生状況

校種	認知件数 ※令和7年9月30日時点	いじめの対応状況			※令和7年9月30日時点
		解消件数	対応継続件数	重大事態の認知件数	
小学校	754	653	101	0	
中学校	67	39	28	0	

- いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

## 5 いじめの態様

校種	いじめの態様(件)									
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	計
小学校	449	125	249	18	6	62	62	8	10	989
中学校	50	7	13	2	0	7	2	10	1	92

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

## 6 いじめの学年毎の認知件数

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	159	161	139	113	106	76	754
中学校	43	16	8				67

## 7 調査結果

- (1) 令和6年度の追跡調査における解消率は、小学校約95%、中学校約99%と高い割合で解消している。
- (2) 令和7年度の認知件数は昨年同時期と比較して小学校225件、中学校61件減少した。  
(昨年：小学校979件、中学校128件)
- (3) 解消率は小学校約87%、中学校約58%であり、昨年同時期と比較して小学校8P、中学校16P上昇した。  
(昨年：小学校約79%、中学校約42%) 解決に向けた「対応継続件数」は小学校101件、中学校28件であり、事例の多くは、簡単に解消していると判断せず、指導や見守りを続けていることが理由である。
- (4) 小学校の態様で多いものは、「悪口」、「軽い暴力」、「無視、仲間はずれ」である。
- (5) 中学校の態様で多いものは、「悪口」、「軽い暴力」、「SNSによる誹謗中傷」である。
- (6) 認知件数は学年進行で減少している。

## 8 後期における取組の重点

- (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

### ○校内体制の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行うために、指導の内容や校内体制（学校いじめ対策委員会、いじめ対応担当）の設置や定期的な開催等を具体的に示し、全教職員が確認する。

### ○組織的な対応

- ・組織的にいじめの解消に向けた対応及び対応経過の記録を徹底する。
- ・被害・加害の子どもの保護者への丁寧な説明と相互の理解に基づく対応を徹底する。

- (2) いじめの未然防止

### ○児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会の設定

- ・いじめについて子ども同士が話し合いながら考える活動を取り入れた「いじめに関する授業」を実施し、児童・生徒が主体的に考え、行動できるようにする。

### ○SNSの正しい使い方やマナーに関する学習の充実

- ・「GIGAワークブックとうきょう」等を活用した情報モラル教育を行うとともに一人1台タブレットの使用やSNSでのトラブル防止について児童・生徒が主体的に考える場を設定する。
- ・前期に作成した「SNS家庭ルール」を保護者会等の機会において再度啓発する等、学校と家庭が連携した情報モラル教育を推進する。

### ○保護者への普及・啓発

- ・学校と家庭が連携し、いじめの未然防止や対応に当たれるよう、保護者会や学校ホームページなどを活用し、「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図る。

### (3) いじめの早期発見・早期対応

#### ○連携の強化

- ・いじめの早期発見対応に向けて、第2回ふれあい月間でも保護者アンケートを実施するなど、担任やスクールカウンセラー等へ保護者が相談し、連携していじめに対応する機会を強化する。
- ・夏季休業中に実施したいじめ防止フォーラムや生活指導主任会等で共有した、各校のいじめ対応の好事例をもとに、各校の教職員の対応力の向上を図る。
- ・児童・生徒の健全な育成の観点やインターネット上のいじめ、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案への対応が行えるよう、日常的に警察と情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。

#### ○教職員の対応力の向上（研修等の充実）

- ・東京都「いじめ総合対策【第3次】」等を活用した教職員研修や校内研修を計画的に実施し、教職員一人ひとりの対応力を向上させる。

#### ○相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携し、相談体制の充実を図る。
- ・中学校では、中野区SNS相談窓口「STANDBY」について、再度周知する。

### (4) いじめ重大事態の発生を防ぐための取組

#### ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）に基づく対応

- ・チェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検の実施を進める。
- ・ガイドラインの理解を目的とした研修の充実をはかる。

#### ○児童・生徒への適切な指導・支援

- ・被害の児童・生徒の安全確保と不安解消及び、加害の児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察を実施する。

#### ○保護者との連携

- ・被害及び加害の児童・生徒の保護者への丁寧な説明と相互の理解に基づく対応を徹底する。